

伊勢原市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成 25 年 3 月 27 日策定

令和 7 年 3 月 21 日改正

(目的)

第 1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定及び、神奈川県が定めた「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」（平成 17 年 4 月 1 日適用、令和 4 年 4 月改正）に即して、法第 12 条第 2 項に定める必要な事項を定め、市内の建築物等における木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築物」 建築物のほかベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物を含む。
- (2) 「備品」 備品（机、いす、書棚等）のほか、消耗品（文房具等）、日用品も含む。
- (3) 「建築物等」 建築物及び備品を総称したものをいう。
- (4) 「木造化」 建築物の柱、はり、けた、小屋組又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品における木材利用をいう。
- (6) 「市産木材」 伊勢原市内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいい、別表 1 に該当するものをいう。
- (7) 「県産木材」 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいい、別表 1 に該当するものをいう。
- (8) 「品質認証材」 品質認証材とは、次のものをいう。
 - ア 日本農林規格等に関する法律に基づく日本農林規格（JAS）の認証を受けた木材。
 - イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たした県産木材。
 - ウ 他の地方公共団体において定める品質基準を満たした木材。

(木材利用の意義)

第 3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与。
- (2) 再生産可能な資源という木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献。

- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出。
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の現実への貢献と環境への負荷軽減。

(伊勢原市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本事項)

第4 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

別表2に該当する公共建築物の整備においては、可能な限り木材を利用した方法を採用し、市産木材又は県産木材を使用するよう努める。

また、備品については、木材を原料として使用した物の利用の促進を図る。

(2) 民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、市産木材又は県産木材使用するよう促す。

(3) その他

建築物等の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、整備に必要な情報の提供を行う。

(市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)

第5 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表3に掲げるものを除き、原則として木造化を図るものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木造の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

イ 公共建築物等の木質化の促進

公共建築物等については、別表3により木造化できない場合でも、積極的に木質化を推進する。

(2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、別表4に掲げる場合を除き、概ね50%以上(体積換算)市産木材又は県産木材を使用するものとする。

また、品質認証材の導入に努めるものとする。

（市内における木材の適切な供給の確保に関する基本的事項）

第6 市は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携を図りながら、林業・木材業等の生産性の向上や木材の安定供給の取組を支援し、産地や品質が明らかな木材の供給体制の整備に取り組むものとする。

（木材利用のPRの推進）

第7 市は、公共建築物等の木造化、木質化等の実施にあたり、多くの市民が木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、木材を使用した施設や木材製品等のPR及び普及に努める。

（関係団体等への協力依頼）

第8 市は、国又は地方公共団体以外の者であって、公共建築物（別表2（2））を整備する関係者等に対して、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保について、協力を依頼するよう努める。

（建築物木材利用促進協定制度の周知）

第9 市は、建築物等における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

（適用）

第10 この方針は、平成25年3月29日から適用する。

「伊勢原市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」は

「伊勢原市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に名称変更する。

本方針は、令和7年3月21日から適用する。

別表１ 主な市産木材及び県産木材

素 材		丸太
製 材 品		板類、ひき割類、ひき角類
加 工 材		プレカット材、加工丸太等
合 板		構造用合板、造作用合板等
木 製 品	内 装 材	床材、壁材、天井板、階段、手摺り等
	建 具 等	ドア、サッシ、障子等建具等
	家 具	机、椅子、テーブル、カウンター、棚、間仕切り、下駄箱等
	外 構	門扉、柵、塀、施設案内板、ベンチ、遊具、歩道敷材等
	土木用材	間伐材使用型枠、土木用丸太製品、工事中表示板等
	そ の 他	食器、文房具、玩具等、原材料に市又は県産木材を使用する製品

別表２ 木材利用を促進すべき公共建築物

(１) 市が整備する公共建築物

公共の用又は公用に供する建築物であって、広く市民一般の利用に供される建築物

種 別	具 体 例
学校	小学校・中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
保健・衛生施設	病院、診療所、保健センター等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館、公民館等
都市・住宅施設	公園、市営住宅等
行政施設	庁舎等
公共工作物	公共土木工事、森林整工事備等における工作物
その他市が整備する建築物	

(２) 市以外の者が整備する（１）に準ずる公共建築物

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物

種 別	具 体 例
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
保健・衛生施設	病院、医療所等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館、美術館、青少年の家等
公共工作物	ベンチ、外構施設等
その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

別表 3 建築物を木造化できない場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化できない場合(2) 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合(3) その他建築物の木造化が困難と認められる場合 |
|---|

別表 4 市産木材又は県産木材を使用しない場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 法令の規定等により市産木材又は県産木材を使用できない場合(2) 市産木材又は県産木材による供給が困難である場合(3) その他相当の理由により市産木材又は県産木材の使用が適当でない場合 |
|---|